

4

第4編

周辺知識

学習の内容

第1章 社会保険

第2章 公的医療保険

第3章 公的介護保険

第4章 公的年金保険

第5章 労働保険（労災保険・雇用保険）

●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 社会保険

デジタルテキスト 204

第三分野の保険は、人の傷害や疾病に備える保険であるため、同じく人の傷害や疾病に対して保険給付を行う公的医療保険や公的介護保険などの社会保険ときわめて密接な関係があります。

このため、代理店（保険募集人）が、保険契約者等に対し、第三分野の保険商品を勧誘する場合には、そのベースとなる社会保険の知識が不可欠です。

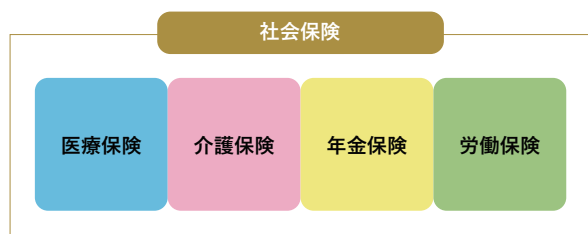
4 1 -1 社会保険の特徴

第1節の
学習時間およそ
1分

社会保険には、医療保険、介護保険、年金保険、労働保険の4つの制度があります。

社会保険は、財政基盤を安定させるために多数の加入者を確保する必要があるほか、逆選択を避ける必要があることなどの理由から、強制加入を前提としています。

また、この社会保険は、負担能力に応じて保険料を拠出し、生活保障のための必要度合いに応じて給付するものが多いため、所得の再分配としての性格を有しています。



デジタルテキスト 205

4-2 損害保険商品とのかかわり

第2節の
学習時間およそ
1分

保険は、国や地方公共団体など法律で定められた機関が公的な政策を実現するための手段として行う「公的保険」と、民間保険会社の取り扱う「私的保険」に大別することができます。

民間保険会社が取り扱う私的保険には、公的保険を補完する役割があり、公的保険にプラスして私的保険に加入することで、さらに大きな「安心」を得ることができます。

例えば、健康保険の被保険者等が入院したときに負担しなければならない医療費は、被保険者本人、被扶養者ともに自己負担割合が原則3割ですが、このような自己負担部分や諸費用は、民間の医療保険などにより一定程度カバーすることができます。

このように公的保険をカバーできる保険商品には、傷害保険や医療保険、介護保険などのからだに関する保険のほか、労働災害総合保険などがあります。

傷害や疾病に関するリスクに対する民間保険と社会保険の比較はP.014のとおりです。

第2章 公的医療保険

デジタルテキスト 207

4 2 -1 公的医療保険の概要

第1節の
学習時間

 およそ
3分

(1) 医療保険の種類

公的医療保険は、被保険者と保険者により、次のとおり分類されます。

制度		被保険者（被共済者）	保険者（共済者）	給付事由
健康保険	組合管掌	健康保険組合を組織した民間企業の勤労者	健康保険組合	業務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産 
	協会管掌	上記以外の民間企業の勤労者など	全国健康保険協会	
国民健康保険		農林水産業、サービス業などの個人事業者および自由業などの人々	市町村(特別区を含みます)および都道府県、または国民健康保険組合	業務上・業務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産
船員保険（疾病部門）		船員として船舶の所有者に使用される者	全国健康保険協会	業務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産 
共済組合等		国家公務員共済組合員 地方公務員共済組合員 私立学校教職員共済組合員	国家公務員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団	公務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産 

 業務上の災害については、労働者災害補償保険法に基づき給付が行われます（船員保険には、一部「独自給付」の制度があります）。また、共済組合等においても同様に、各種の災害補償法に基づき給付が行われます。

(2) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、「高齢者の医療の確保に関する法律」によって設けられている制度です。

後期高齢者医療制度では、保険料の徴収、保険証の引渡し、住所変更や給付申請の受付などの窓口業務は、市町村（特別区を含みます）が主体となり、保険料の決定、医療機関への給付事務などの運営業務は、各都道府県に設立された後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます）が主体となります。

後期高齢者医療制度の被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者のほか、65歳以上75歳未満で、寝たきり状態など一定の障害の状態にあると広域連合が認めた者も含まれます。医療給付の内容は、基本的に国民健康保険と同じです **注1**。ただし、自己負担割合は原則として1割 **注2** です。

本章では、公的医療保険のうち、健康保険および国民健康保険の概要について説明します。

注1 傷病手当金については、広域連合が条例で定めない限り、給付が行われません。

注2 一定の所得のある者（現役並み所得者を除きます）の自己負担割合は2割、現役並み所得者の自己負担割合は3割となります。



4 2 -2 健康保険

第2節の
学習時間およそ
12分

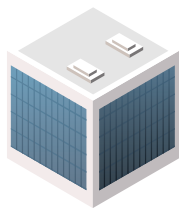
健康保険は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷もしくは死亡または出産およびその被扶養者の疾病、負傷、死亡または出産に関して、保険給付を行う制度です。



デジタルテキスト 210

(1) 保険者

保険者には、全国健康保険協会になる場合（全国健康保険協会管掌健康保険〈協会けんぽ〉）と健康保険組合になる場合（組合健康保険）とがあります。



全国健康保険協会



健康保険組合

デジタルテキスト 211

(2) 被保険者と被扶養者

① 被保険者

健康保険では、適用事業所 **▲注1** に使用される者は、適用除外者（後期高齢者医療制度の被保険者など）を除き、すべて被保険者となります。また、これとは別に、任意継続被保険者と日雇労働者のうち一定の条件を満たした者も、被保険者となることができます。

② 被扶養者

被保険者のほか、その扶養する家族（以下「被扶養者」といいます）の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関しても保険給付が行われます。この被扶養者の範囲は、主として被保険者の収入により生計を維持しており、かつ日本国内の住所を有する **▲注2** 次の者としします。

- a. 被保険者の直系尊属、配偶者(内縁関係にある者を含みます)、子、孫および兄弟姉妹（必ずしも被保険者と同じ居している必要はありません）
- b. 被保険者と同じ居する3親等内の親族（上記aを除きます）
- c. 被保険者と内縁関係にある者の父母および子のうち、被保険者と同じ居する者 **▲注3**

▲注1 適用事業所とは、健康保険の適用を受ける事業所のことをいいます。

▲注2 外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、例外的に取り扱います。

▲注3 内縁関係にある者の死亡後、引き続き被保険者と同じ居する場合を含みます。

(3) 保険給付の種類

健康保険の給付は、次のように分類されます。

区 分	給付の種類	
	被保険者	被扶養者
疾病、負傷	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 訪問看護療養費	家族療養費 家族訪問看護療養費
	療養費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養費 高額療養費 高額介護合算療養費
	移送費	家族移送費
	傷病手当金	――
出産	出産育児一時金 出産手当金	家族出産育児一時金
死亡	埋葬料または埋葬費	家族埋葬料

▲注

▲注 前記のほか、健康保険組合によっては、前記の各給付において独自に付加給付を実施しているところもあります。

(4) 医療に係る主な保険給付の概要

① 被保険者に対する保険給付

保険給付の種類	保険給付の概要
療養の給付	被保険者が疾病または負傷により保険医療機関または保険薬局（以下「保険医療機関等」といいます）などで療養を受けた場合、それらに要した費用から一部負担金を控除した額が支給されます。 【一部負担金】 ・被保険者が70歳未満の場合：医療費の3割 ・被保険者が70歳以上75歳未満の場合：医療費の2割（現役並み所得者は3割）
入院時食事療養費	被保険者（特定長期入院被保険者 ▲注1 を除きます）が保険医療機関に入院し、療養の給付と併せて食事療養を受けた場合、所定の方法で算定した費用の額から食事療養標準負担額を控除した額が支給されます。
入院時生活療養費	特定長期入院被保険者が、保険医療機関に入院し療養の給付と併せて生活療養 ▲注2 を受けた場合、所定の方法で算定した費用の額から生活療養標準負担額を控除した額が支給されます。
保険外併用療養費	被保険者が保険医療機関等で、厚生労働大臣が定める評価療養（先進医療等）、患者申出療養または選定療養（予約診療等）を受けた場合、それらの部分を除く診察、検査、入院などの基礎的な療養部分の額から一部負担金を控除した額が支給されます。 ▲注3
療養費	①保険者が療養の給付等が困難であると認めた場合、または ②被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局等で診療、薬剤の支給または手当を受けた場合で、保険者がやむを得ないと認めたとき、一部負担金および標準負担額の合計額を控除した額等を基準として保険者が定める額が償還払い ▲注4 されます。
訪問看護療養費	在宅で継続して療養を受ける状態にある被保険者が、主治医により療養上の世話などの必要を認められ、指定訪問看護事業者の看護師等が行う訪問看護を受けた場合、訪問看護について算定した費用の額から一部負担金を控除した額が支給されます。
移送費	被保険者が疾病または負傷により移動が困難であり、保険診療を受けるために医師の指示で一時的または緊急的に移送された場合で、その移送を保険者が認めたときに、最も経済的な通常の経路および方法による費用が支給されます。
傷病手当金	被保険者（任意継続被保険者を除きます）が療養のため労務に服することができない場合は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からの労務に服することができない期間、傷病手当金が支給されます。なお、支給期間は、支給開始日から通算して1年6か月となります。

▲注5

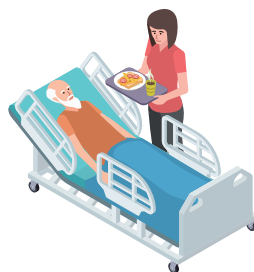
- ▲注1 特定長期入院被保険者とは、医療法に規定する「療養病床」に入院する65歳以上の者をいいます。
- ▲注2 生活療養とは、食事の提供、温度、照明、給水に関する適切な療養環境のことをいいます。
- ▲注3 厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養または選定療養については、保険診療との併用が認められており、基礎的な療養部分（診察・検査・投薬・入院料等）が一般の診療と同様に扱われます。
- ▲注4 償還払いとは、療養に要した費用の全額を被保険者がいったん自分で支払い、後日、申請に基づき支払いを受ける方法をいいます。
- ▲注5 前記のほか、出産育児一時金、出産手当金および埋葬料または埋葬費が支給されます。

② 被扶養者に関する保険給付

保険給付の種類	保険給付の概要
家族療養費	①被扶養者が保険医療機関等から療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費または保険外併用療養費に該当する療養を受けた場合、または②被扶養者が療養費の支給要件に該当した場合、それらの費用から一部負担金を控除した額が支給されます。 【一部負担金】 ・被扶養者が未就学児童の場合：医療費の2割 ・被扶養者が就学後70歳未満の場合：医療費の3割 ・被扶養者が70歳以上75歳未満の場合：医療費の2割（被保険者が70歳以上75歳未満で現役並み所得がある場合の70歳以上75歳未満の被扶養者は3割）
家族訪問看護療養費	在宅で継続して療養を受ける状態にある被扶養者が、主治医により療養上の世話などの必要を認められ、指定訪問看護事業者の看護師等が行う訪問看護を受けた場合、訪問看護について算定した費用の額から一部負担金を控除した額が支給されます。
家族移送費	被扶養者が疾病または負傷により移動が困難であり、保険診療を受けるために医師の指示で一時的または緊急的に移送された場合で、その移送を保険者が認めたときは、最も経済的な通常の経路および方法による費用が支給されます。

▲注

▲注 前記のほか、家族出産育児一時金および家族埋葬料が支給されます。



③ 被保険者または被扶養者に関する保険給付

保険給付の種類	保険給付の概要
高額療養費	被保険者またはその被扶養者が同一月に同一保険医療機関等に支払った一部負担金の額が自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超えた場合、その超えた額が支給されます。
高額介護 合算療養費	同一世帯に介護保険の受給者がいる場合で、1年間にかかった健康保険と介護保険の一部負担金の額の合計額が著しく高額となった場合に、自己負担限度額（介護合算算定基準額）を超えた額について、健康保険部分、介護保険部分の一部負担金の額の割合に按分したうちの健康保険部分の額が支給されます。

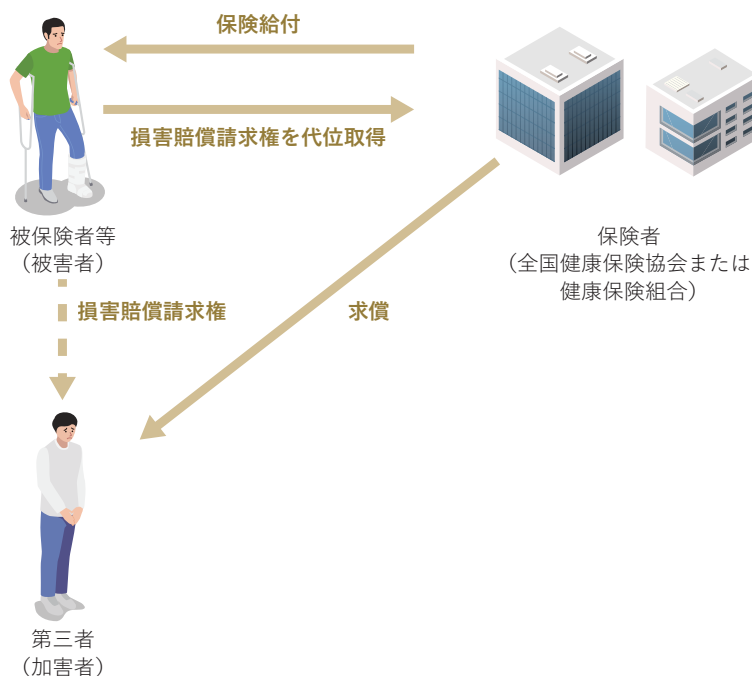
デジタルテキスト 216

(5) 第三者の行為と保険給付

健康保険では、傷病等の原因が交通事故など第三者の行為によるものであっても、業務上の事由でない限り、保険給付が行われます。この場合、健康保険の保険者は、保険給付の価額の限度において、被保険者または被扶養者が第三者に対して有する損害賠償請求権を被保険者等に代わって取得します。

また、被保険者または被扶養者が、既に第三者から損害賠償を受けているときは、保険者は、その限度において保険給付を免除されます。 **▲注**

▲注 被保険者または被扶養者は、第三者の行為によること、その者の氏名・住所および疾病・負傷等の状況を遅滞なく全国健康保険協会または健康保険組合に届け出なければなりません。



デジタルテキスト 217

4 2 -3 国民健康保険

第3節の
学習時間およそ
3分

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関して必要な保険給付を行う制度であり、国民の健康の保持・増進に寄与することを目的としています。

健康保険は、主に民間企業の勤労者を対象としていますが、国民健康保険は、自営業者、農業従事者、年金生活者などを対象としています。



自営業者



農業従事者

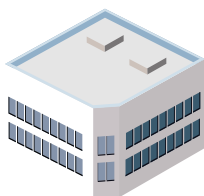


年金生活者

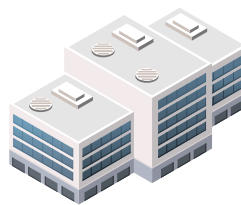
デジタルテキスト 218

(1) 保険者

保険者には、都道府県が市町村（特別区を含みます。以下同じ）とともになる場合と、国民健康保険組合がなる場合とがあります。



都道府県・市町村



国民健康保険組合

デジタルテキスト 219

(2) 被保険者（市町村および都道府県が保険者になる場合）

次の者などを除いて、その都道府県に住所がある者は、すべてその都道府県が市町村とともに行う国民健康保険の被保険者となります。

- ①健康保険、船員保険、共済組合の被保険者または組合員等とその被扶養者
- ②国民健康保険組合の被保険者
- ③後期高齢者医療制度の被保険者
- ④生活保護法による保護を受けている世帯の構成員

具体的には、農林水産業、サービス業などを営む個人事業所や従業員5人未満の個人事業所の従業員とその家族、作家や画家などの自由業を営む人々とその家族、年金生活者とその家族などが対象となります。

▲注 国民健康保険では、加入者一人ひとりが被保険者となるため、健康保険のような「被扶養者」という概念はありません。

デジタルテキスト 220

(3) 保険給付の種類

基本的に健康保険と同様ですが、業務上の事由についても、給付の対象となります（政府労災保険の適用労働者を除きます）。▲注1 ▲注2 ▲注3

- ▲注1 自己負担割合（額）は、健康保険と同様です。
- ▲注2 出産育児一時金と葬祭費は、市町村の条例または規約の定めにより、特別な理由があるときは全部または一部を支給しないことができるとされていますが、ほとんどの市町村で支給されています。
- ▲注3 傷病手当金と出産手当金は、法律上はいずれも任意給付となっており、市町村の条例または規約の定めがあれば支給されます。

第3章 公的介護保険

デジタルテキスト 222

公的介護保険は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練ならびに看護および療養上の管理その他の医療を要する者等について、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスに係る給付を行います。

ここでは、公的介護保険の概要について説明します。

4 3 -1 公的介護保険の概要

第1節の
学習時間  およそ
5分

(1) 保険者

市町村（特別区を含みます。以下同じ）が保険者となります。



保険者（市町村）

デジタルテキスト 223

(2) 被保険者

公的介護保険の被保険者は、第1号被保険者と第2号被保険者とに分けられ、いずれも強制加入となります。

第1号 被保険者	市町村の住民のうち、 65歳以上の者	要介護状態または要支援状態（いずれも後述）となったときに、市町村の認定を受けて所定の給付が受けられます。
第2号 被保険者	市町村の住民のうち、 40歳以上65歳未満の 医療保険加入者 	初老期における認知症や脳血管疾患などの「特定疾病」により要介護状態または要支援状態となったときに限り、市町村の認定を受けて所定の給付が受けられます。

 注 医療保険加入者とは、医療保険各法における被保険者、組合員等およびこれらの者の被扶養者のことをいいます。

デジタルテキスト 224

(3) 要介護認定と要支援認定

① 要介護状態と要支援状態

a. 要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいい、その介護の必要度（要介護状態区分）に応じて5段階に区分されています。

b. 要支援状態

身体上または精神上の障害があるために、次のいずれかに該当するものをいい、その支援の必要度（要支援状態区分）に応じて2段階に区分されています。

- (a) 日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間継続して常時介護を要する状態の軽減または悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態
- (b) 6か月間継続して日常生活を営むのに支障が見込まれるが、要介護状態に至らない状態



参考

状態区分

状態区分	要介護・要支援の状態
要支援1	週2回程度の訪問介護の利用が必要な状態
要支援2	上記を超える訪問介護の利用が必要な状態
要介護1	生活の一部について部分的介護を要する状態
要介護2	軽度の介護を要する状態
要介護3	中等度の介護を要する状態
要介護4	重度の介護を要する状態
要介護5	最重度の介護を要する状態

② 要介護者と要支援者

要介護者および要支援者とは、次の者をいいます。

要介護者	要介護状態にある被保険者 ただし、第2号被保険者については、特定疾病によるものに限られます。
要支援者	要支援状態にある被保険者 ただし、第2号被保険者については、特定疾病によるものに限られます。

デジタルテキスト 226

③ 申請から認定まで

被保険者が公的介護保険の給付を受けるためには、あらかじめ市町村に対して申請し、要介護認定または要支援認定を受けなければなりません。 **⚠注**

⚠注 要介護認定または要支援認定の結果等に不服がある場合は、被保険者は、各都道府県に設置されている介護保険審査会に審査請求を行うことができます。



デジタルテキスト 227

4 3 -2 保険給付

第2節の
学習時間およそ
4分

(1) 保険給付の種類

保険給付には、要介護者に対する「介護給付」のほか、要介護状態の発生を予防する観点から、要支援者に対する「予防給付」があります。これらの給付は、要介護者・要支援者に対して一律に行われるのではなく、それぞれの状態区分に応じて行われます。

	介護給付	予防給付	給付方法
対象者	要介護者	要支援者	
居宅介護に係る給付	①居宅介護サービス費	①介護予防サービス費	現物給付
	②特例居宅介護サービス費	②特例介護予防サービス費	償還払い
	③居宅介護福祉用具購入費	③介護予防福祉用具購入費	償還払い
	④居宅介護住宅改修費	④介護予防住宅改修費	償還払い
	⑤居宅介護サービス計画費	⑤介護予防サービス計画費	現物給付
	⑥特例居宅介護サービス計画費	⑥特例介護予防サービス計画費	償還払い
地域密着型介護に係る給付	①地域密着型介護サービス費	①地域密着型介護予防サービス費	現物給付
	②特例地域密着型介護サービス費	②特例地域密着型介護予防サービス費	償還払い
施設介護に係る給付	①施設介護サービス費		現物給付
	②特例施設介護サービス費		償還払い
負担軽減	①高額介護サービス費	①高額介護予防サービス費	償還払い
	②高額医療合算介護サービス費	②高額医療合算介護予防サービス費	償還払い
	③特定入所者介護サービス費	③特定入所者介護予防サービス費	現物給付
	④特例特定入所者介護サービス費	④特例特定入所者介護予防サービス費	償還払い

保険給付の受け方には、次のとおり「現物給付」と「償還払い」の2つの方法があります。

現物給付	介護サービスを受けた場合に自己負担額のみを支払い、差額が給付金として、サービス事業者に直接支払われる方法
償還払い	介護サービスを受けた場合にまず全額を自費で支払い、後日、領収書を市町村に提出して、自己負担額を除いた金額の返還を受ける方法

なお、公的介護保険の給付が、公的医療保険（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度等）の給付と重複する場合、給付が重なる部分については、公的介護保険の給付が優先します。

デジタルテキスト 228

(2) 保険給付の額

給付額は、サービスの種類ごとに、サービスの内容・地域等を考慮した平均的な費用（食事の提供に要する費用および滞在に要する費用を除きます）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の9割（65歳以上の一定以上所得者は所得金額によって8割または7割）となります（居宅介護サービス計画費および介護予防サービス計画費は全額支給）。

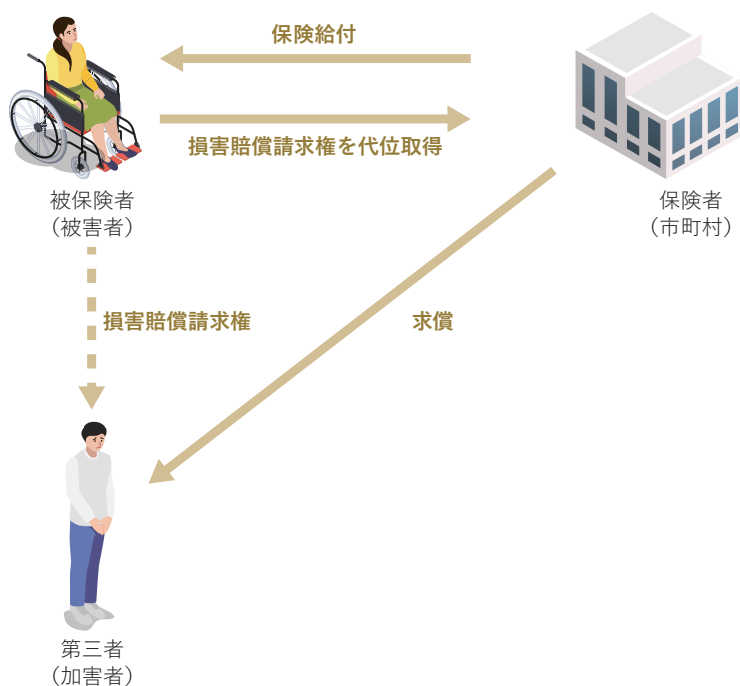
デジタルテキスト 229

(3) 第三者の行為と保険給付

第1号被保険者については、要介護状態または要支援状態になった原因が交通事故など第三者の行為によるものであっても保険給付が行われます。この場合、保険者は、保険給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を被保険者に代わって取得します。

また、被保険者が、既に第三者から損害賠償を受けているときは、保険者は、その限度において保険給付を免除されます。 **▲注**

▲注 第1号被保険者は、第三者の行為によること、その者の氏名・住所および被害の状況を遅滞なく市町村に届け出なければなりません。



第4章 公的年金保険

デジタルテキスト 231

4-1 公的年金保険の概要

第1節の
学習時間

 およそ
3分

公的年金保険である「国民年金」と「厚生年金保険」の概要は次のとおりです。

国民年金	原則として20歳以上60歳未満の国民全員が加入する公的年金の基礎となる年金制度
厚生年金保険	企業等に勤務する者が、国民年金（基礎年金）の上乗せ（2階部分）として加入する年金制度



デジタルテキスト 232

(1) 給付の種類

国民年金および厚生年金保険による給付には、次のものがあります。

	国民年金	厚生年金保険
老齢給付	老齢基礎年金、付加年金	老齢厚生年金
障害給付	障害基礎年金	障害厚生年金、障害手当金
遺族給付	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金	遺族厚生年金

デジタルテキスト 233

(2) 1人1年金の原則

原則として、同一人が同時に2つ以上の年金の支給を受けることはできません。複数の年金の受給権がある場合は、受給権者の選択により1つの年金が支給され、他の年金は支給停止されます。これを「1人1年金の原則」といいます。

ただし、次の①および②のケースでは年金が併給されます。

- ① 国民年金と厚生年金保険との間で
支給事由を同じくする年金
- ② 受給権者が65歳以上の場合における
次の組合せの年金

デジタルテキスト 234

① 国民年金と厚生年金保険との間で支給事由を同じくする年金

- a. 老齢基礎年金と老齢厚生年金
- b. 障害基礎年金と障害厚生年金
- c. 遺族基礎年金と遺族厚生年金

 注

② 受給権者が65歳以上の場合における次の組合せの年金

- a. 老齢基礎年金と遺族厚生年金
- b. 障害基礎年金と老齢厚生年金
- c. 障害基礎年金と遺族厚生年金

なお、遺族厚生年金の受給権者が65歳に達して老齢厚生年金の受給権を有した場合は、自分自身の老齢厚生年金が全額支給され、遺族厚生年金は、老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。この場合でも、自分自身の老齢基礎年金は、当然、全額支給されます。

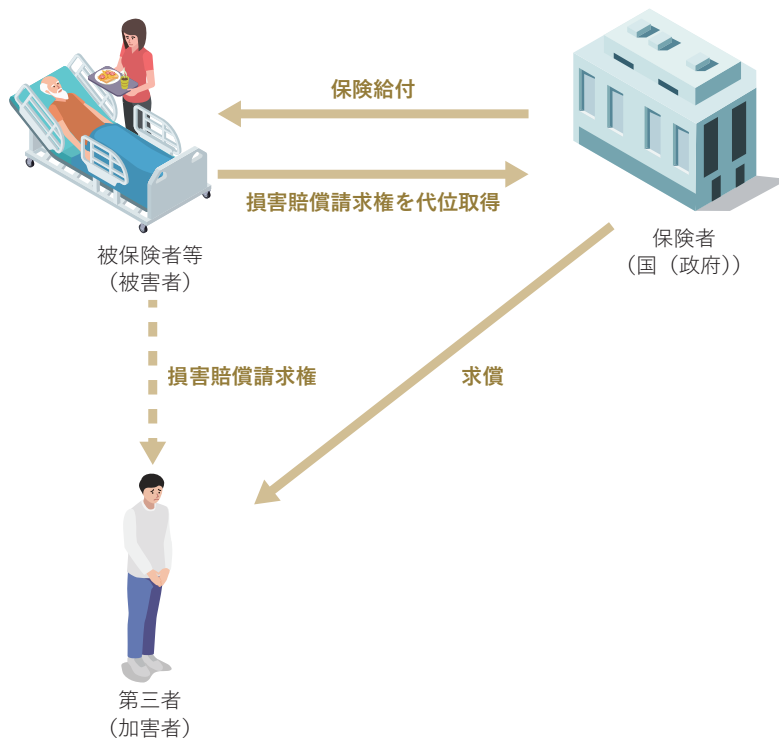
 注 老齢基礎年金の上乗せ年金である付加年金（P.238（2）注2参照）も、老齢基礎年金と併給されます。

(3) 第三者の行為と給付

被保険者または被保険者であった者（以下「被保険者等」といいます）が、交通事故など第三者の行為によって障害を被ったり、死亡したりした場合でも、給付が行われます。この場合、国（政府）は、給付の価額の限度において、被保険者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を被保険者等に代わって取得します。

また、被保険者等が、既に第三者から同一の事由について損害賠償を受けている場合は、国（政府）は、その価額の限度において給付を免除されます。 **▲注**

▲注 給付を停止する場合の期間は、最長で事故発生日から36か月が上限となります。





(1) 国民年金の概要

国民年金制度は、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的とする公的年金制度です。

① 管掌

国（政府）が管掌します。

② 被保険者

国民年金の被保険者は、次のように第1号から第3号に分類されます。

なお、次の者のほか、老齢基礎年金の受給資格期間が不足している者などは、一定の要件に該当する場合、本人が厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができます（任意加入被保険者）。

第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しない者 具体的には、専業農業従事者、自営業者、学生等が該当します。
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者
第3号被保険者	被扶養配偶者 注1 のうち、国内に住所を有する 注2 20歳以上60歳未満の者

注1 被扶養配偶者とは、第2号被保険者の配偶者のうち、主として第2号被保険者の収入により生計を維持している者（第2号被保険者である者を除きます）のことをいいます。

注2 外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、例外的に取り扱います。

(2) 給付の種類

給付の種類	給付の内容
老齢基礎年金	国民年金の受給資格期間が10年以上ある場合に、原則として、65歳から給付される年金です。ただし、60歳～64歳の年金の繰上げ支給（年金額は減額）や、66歳～75歳の希望する年齢からの年金の繰下げ支給（年金額は増額）の請求を行うことができます。
障害基礎年金	初診日において国民年金の被保険者または被保険者であった者が、疾病や傷害が原因で日常生活に著しく支障のある状態になった時に、一定の要件の下に支給される年金です。 ▲注1
遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者などが死亡した時に、その者によって生計を維持されていた一定範囲の子およびその子と生計を同じくする、その者の配偶者（死亡した者の配偶者）に対して一定の要件の下に支給される年金です。

▲注2

▲注1 年金額は被保険者期間に関係なく、障害の程度（障害等級1級・2級）によって決定されます。

▲注2 国民年金には、第1号被保険者に対する独自の給付として、次の「付加年金」「寡婦年金」「死亡一時金」および「脱退一時金」の4種類の給付があります。

給付の種類	給付の内容
付加年金	第1号被保険者のうち、付加保険料（月額400円）を支払った者に対して、支払月数に応じて、老齢基礎年金に上乗せして支給される年金です。
寡婦年金	老齢基礎年金の保険料納付要件を満たしている夫（第1号被保険者）が死亡した場合に、所定の要件すべてを満たした妻が60歳から65歳まで受給できる年金です。
死亡一時金	第1号被保険者が保険料を36か月以上納付して、老齢基礎年金も障害基礎年金も受給せずに死亡し、遺族基礎年金を受給できる遺族がない場合に、被保険者と生計を同じくしていた遺族に対して支給される年金です。 （注）寡婦年金との同時受給はできません。また、死亡一時金と寡婦年金を受けることができる場合は、いずれかを選択する必要があります。
脱退一時金	第1号被保険者としての保険料納付期間の月数が6か月以上ある外国人が、老齢基礎年金の受給資格要件を満たさず、かつ、国民年金からいずれの給付を受けることもなく出国した場合に、出国した日から2年以内に請求することにより受給できる年金です。

(1) 厚生年金保険の概要

厚生年金保険制度は、労働者の老齢、障害または死亡について保険給付を行い、労働者およびその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした被用者年金制度です。

① 管掌

国（政府）が管掌します。

② 被保険者

厚生年金保険の被保険者には、事業所などに使用される者が加入する強制加入の被保険者と、その他一定の要件を満たしている者が申し出を行って加入する任意加入の被保険者があります。

a. 強制加入の被保険者

厚生年金保険の強制加入の被保険者は、加入年齢が70歳未満の者に限られていること以外、その対象となる範囲については、健康保険の被保険者と同じです。

このため、被保険者についての事業主の行う各種の届出、被保険者資格を取得するときの手続きなどは、健康保険と厚生年金保険とは1つの書類で共通に行われています。

b. 任意加入の被保険者

任意加入の被保険者には、次の「高齢任意加入被保険者」と「任意単独被保険者」があります。

高齢任意加入被保険者	事業所に勤務している70歳以上で、国民年金などの老齢給付の受給資格期間を満たしていないため、期間を満たすまで加入する者です。
任意単独被保険者	厚生年金保険の適用事業所以外の事業所（非適用事業所）に勤務している70歳未満の者が厚生年金保険から老齢給付を受けるために必要な期間を満たすために、事業所の事業主の同意と厚生労働大臣の認可を受けて単独で厚生年金保険に任意加入する者です。

(2) 保険給付の種類

給付の種類	給付の内容
老齢厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間が1か月以上あって、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした者が65歳になった時に、国民年金の老齢基礎年金に上乗せして支給される年金です。 原則として、65歳から支給されますが、60歳～64歳の年金の繰上げ支給（年金額は減額）や、66歳～75歳の希望する年齢からの年金の繰下げ支給（年金額は増額）の請求を行うことができます。
障害厚生年金	初診日に厚生年金保険の被保険者であった者が、初診日から1年6か月を経過した日において、一定の障害を被った場合に支給される年金です。 障害等級の1級または2級に該当するときは、国民年金の障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給され、3級に該当するときは、厚生年金保険単独の障害厚生年金が支給されます。 また、上記に該当しない、障害等級3級より軽い程度の障害が残ったときは、障害手当金（一時金）が支給されます。
遺族厚生年金	厚生年金保険の被保険者または被保険者であった者が死亡した場合などに、死亡した者によって生計を維持されていた次の者に対して支給される年金です。 ①妻（内縁を含みます） ②所定の子、孫 ③55歳以上の夫、父母、祖父母（支給は60歳から）

第5章 労働保険（労災保険・雇用保険）

デジタルテキスト 241

労働保険には、「労働者災害補償保険」と「雇用保険」の2つがあります。

労働者災害補償保険は、業務災害等による負傷・疾病、障害、介護および死亡に対して保険給付を行い、雇用保険は、失業した場合などの給付や再就職の援助等を行います。

4 5 -1 労働者災害補償保険

第1節の
学習時間およそ
9分

(1) 労働者災害補償保険の概要

労働者災害補償保険（政府労災保険。以下「労災保険」といいます）は、労働者が業務上（複数業務要因災害を含みます）または通勤途上の負傷や疾病により病院などで治療を受けた場合、療養のために休業した場合などに、保険給付が行われる制度です。この場合、基本的に自己負担は生じません。

① 管掌

国（政府）が管掌します。

② 適用事業

労災保険は、労働者を使用する事業所単位に適用されます。 **▲注**

a. 適用事業

労働者を1人でも使用する事業は、労災保険の適用事業となります。

b. 適用労働者

日雇、アルバイト、パートタイマー、嘱託等、雇用形態のいかんにかかわらず、事業主から労働の対価として賃金の支払いを受ける者は、すべて労災保険の適用労働者となります。

c. 適用除外

次の事業および労働者については、それぞれ独自の制度により労災保険と同等の補償がなされているため、原則として労災保険の適用除外となっています。

- (a) 国の直営事業（林野、印刷、造幣事業）
- (b) 官公署（国家公務員、地方公務員）

▲注 労働者単位に適用されるものではないため、被保険者という概念がありません。



デジタルテキスト 242

③ 特別加入制度

労災保険は、労働者の業務災害等による傷病を事業主に代わって補償することを目的としているため、事業主などに対する補償は、本来、労災保険からは行われません。

しかし、中小企業の事業主などは、事業者とはいえども、従事する業務が労働者と大差なく、業務災害等に遭う危険性も、また災害によって生活が脅かされることも一般の労働者と変わらないこと等から、次の者を対象とする特別加入制度を設けています。

a. 中小企業の事業主、一人親方、フリーランス

中小企業の事業主、一人親方、フリーランス（特定受託事業者）で一定の要件を満たす者については、都道府県労働局長の承認を得れば、労働者に準じて労災保険に特別加入することができます。

b. 海外に派遣される労働者

日本国内で労災保険が適用されている事業主などから海外に派遣される労働者（特定事業に事業主等として派遣される者を含みます）も特別加入することができます。  注

 注 海外出張者は、特別加入ではなく、一般の労働者として労災保険の適用対象となります。

(2) 保険給付

① 保険給付の種類

労災保険では、業務災害等による負傷・疾病、障害、介護および死亡に対して、次の保険給付を行います。

なお、休業補償給付（休業給付）、傷病補償年金（傷病年金）、障害補償給付（障害給付）、遺族補償給付（遺族給付）については、それぞれの保険給付に加えて、社会復帰促進等事業の援護事業の一環として特別支給金が支給されます。 **▲注**

【保険給付の種類とその内容】

a. 傷病に対する給付

給付の種類	給付の内容
療養補償給付 （療養給付）	労働者が業務災害等による負傷または疾病（以下「傷病」といいます）により療養を必要とする場合、その被災労働者に対して支給されます。
休業補償給付 （休業給付）	労働者が業務災害等による傷病で、療養を余儀なくされ、賃金の支払いを受けられない場合、その被災労働者に対し、原則として1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。
傷病補償年金 （傷病年金）	業務災害等による傷病で、休業補償給付（休業給付）を受給している労働者が、1年6か月を経過しても傷病が治らず、かつ、傷病等級第1級から第3級に該当する状態が継続する場合、その被災労働者に対し、所轄（しょかつ）労働基準監督署長の決定により、休業補償給付（休業給付）に代えて支給されます。
障害補償給付 （障害給付）	業務災害等による傷病が治癒した後に、被災労働者の身体に一定の障害が残った場合、その被災労働者に対し、その障害の程度（障害等級）に応じて障害補償給付（障害給付）が支給されます。 この障害補償給付（障害給付）には、障害補償年金（障害年金）と障害補償一時金（障害一時金）とがあります。
介護補償給付 （介護給付）	障害補償年金（障害年金）または傷病補償年金（傷病年金）の受給者が、重度の障害（第1級または第2級）のために常時介護または随時介護を受けている場合、月単位に所定の額を限度として、その介護費用（実費）が支給されます。

b. 死亡に対する給付

給付の種類	給付の内容
遺族補償給付 （遺族給付）	業務災害等により労働者が死亡した場合、その遺族に対して支給されます。 この遺族補償給付（遺族給付）には、遺族補償年金（遺族年金）と遺族補償一時金（遺族一時金）とがあります。
葬祭料 （葬祭給付）	業務災害等により労働者が死亡した場合、葬祭を行った者に対して支給されます。

▲注 各給付には複数業務要因災害を含みます。給付の種類における（ ）内は、通勤災害による保険給付に関する名称です。

② 給付基礎日額

労災保険の保険給付には、現物給付と現金給付がありますが、そのうち現金給付の額は、「給付基礎日額」に基づき次の算式により計算されます。

なお、複数業務要因災害に該当する場合は、複数の事業場の賃金額を合算した額をもとに給付基礎日額が算定されます。

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生の日以前3か月間に支払われた賃金の総額}}{\text{上記3か月間の総日数（暦日数）}}$$

③ 第三者の行為と保険給付

業務災害等が第三者の行為によって生じた場合で、その災害に対して労災保険から保険給付が行われたときは、国（政府）は、保険給付の価額の限度において、被災労働者またはその遺族が第三者に対して有する損害賠償請求権を受給権者に代わって取得します。

また、受給権者が既に第三者から同一の事由について損害賠償を受けているときは、国（政府）は、その価額の限度において保険給付を免除されます。

デジタルテキスト 245

④ 事業主の民事損害賠償との調整

業務災害等が事業主の過失によって生じた場合で、障害補償年金（障害年金）または遺族補償年金（遺族年金）の受給権者に対して事業主がこれらの年金給付に相当する民事損害賠償を負担するときは、次のとおり取り扱われます。

a. 民事損害賠償の側における調整

事業主は、その支払うべき損害賠償額から労災保険の給付予定額をあらかじめ差し引いて支給することができます。この場合において、労災保険から給付が行われたときは、事業主は、その価額を限度として損害賠償責任を免れることになります。

b. 労災保険給付の側における調整

事業主の損害賠償が先に履行された場合には、国（政府）は、その損害賠償に相当する価額を限度に保険給付を免除されます。

デジタルテキスト 246



(1) 雇用保険の概要

雇用保険は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに、再就職の援助を行うなど、雇用に関する総合的な機能を持った制度です。

雇用保険は、国（政府）が管掌する強制保険で、労働者を雇用する事業には、原則として、強制的に適用されます。

① 管掌

国（政府）が管掌します。

② 適用事業

雇用保険の適用事業は、基本的には労災保険と同じで、労働者を雇用する事業は、その業種、規模等を問わず、すべて適用事業として雇用保険の適用を受けます。

ただし、農林水産事業のうち、常時使用労働者数が5人未満の個人経営の事業などは、暫定任意適用事業として加入を任意選択できます。

③ 被保険者

労災保険の場合は、適用事業に雇用される労働者は全員加入であり、保険料も全額事業主が負担するので、「被保険者」の概念はありません。しかし、雇用保険では、保険料を事業主と労働者が負担するので、加入労働者を「被保険者」と呼び、次の4種類があります。

a. 一般被保険者	適用事業に雇用されている次のb～d以外の被保険者をいいます。
b. 短期雇用特例被保険者	季節的に雇用される者または短期の雇用に就くことを常態とする被保険者をいいます。
c. 高年齢被保険者	適用事業に、65歳に達した日の前日から引き続き雇用されている者（一般被保険者であった者）および65歳以降に雇用された者をいいます（b、dに該当する者を除きます）。
d. 日雇労働被保険者	日々雇用される者または30日以内の期間を定めて雇用される者で、次のいずれかに該当する被保険者をいいます。 ・適用区域内に居住し、適用事業に雇用される者 ・適用区域外に居住し、適用区域内の適用事業に雇用される者 ・適用区域外に居住し、適用区域外の厚生労働大臣が指定する適用事業に雇用されている者 ・上記に該当せず、公共職業安定所長の認可を受けた者

ただし、次に掲げる者は、雇用保険法の適用を受けず、適用事業に雇用される者であっても被保険者になりません。

短時間就労者	1週間の所定労働時間が20時間未満の者、31日以上引き続き雇用されることが見込まれない者
日雇労働者	日雇労働被保険者の要件に該当しない日雇労働者
4か月以内の雇用契約の季節労働者など	季節的に雇用される者であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者、または1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者
官公庁に雇用される者の一部	離職した場合に、他の法令、条例に基づき支給を受けるべき諸給与の内容が、雇用保険に規定する失業給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令に定める者

これらのほか、被保険者にならない者として、法人の取締役等、個人事業の事業主と同居している親族、家事使用人や昼間学生、臨時内職的に雇用される者などがあります。

(2) 保険給付の種類

① 失業等給付

雇用保険の失業等給付には、「求職者給付」「就職促進給付」「教育訓練給付」および「雇用継続給付」があります。

a. 求職者給付

求職者給付とは、被保険者が失業した場合に、失業者の生活の安定を図り、求職活動を容易にすることを目的とした給付です。

求職者給付のうち、基本手当は、被保険者が失業した場合で、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上 **▲注1** あるときに、原則として、4週間に1回、失業の認定を受けた日について賃金日額 **▲注2** の50%～80% **▲注3** の額が支給されるものです。

ただし、所定給付日数が限度となります。

b. その他の給付

その他の給付として、次のものがあります。

就職促進給付	失業した被保険者の再就職を援助・促進することを目的とする給付で、所定の日数を残して早期に再就職することができた者に対し、一定の給付を行います。
教育訓練給付	労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進をすることを目的として行われる給付です。
雇用継続給付	60歳以上65歳未満の高齢者や介護休業を取得した者の失業を予防するために支給される給付です。

▲注1 離職の理由が倒産や解雇による場合または労働契約が更新されなかった有期契約労働者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上となります。

▲注2

$$\text{賃金日額} = \frac{\text{被保険者期間の最後の6か月間に支払われた賃金総額(賞与等を除きます)}}{180\text{日}}$$

▲注3 60歳以上65歳未満の場合は45%～80%となります。

② 育児休業等給付

雇用保険の育児休業等給付には、「出生時育児休業給付金」「育児休業給付金」「出生後休業支援給付金」および「育児時短就業給付金」があります。

a. 出生時育児休業給付金

雇用保険の被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者）が、出生時育児休業（産後パパ育休、2回まで分割取得できます）**▲注1**を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」が支給されます。

b. 育児休業給付金

雇用保険の被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者）が、原則1歳未満の子を養育するために育児休業（2回まで分割取得できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」が支給されます**▲注2**。

c. 出生後休業支援給付金

雇用保険の被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者）が、子の出生直後の一定期間に、通算して14日以上の上の育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生後休業支援給付金」が支給されます**▲注3**。

d. 育児時短就業給付金

雇用保険の被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者）が、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」といいます）した場合、一定の要件を満たすと「育児時短就業給付金」が支給されます。

▲注1 子の出生後8週間の期間内で合計4週間分（28日）を限度として取得できます。

▲注2 パパ・ママ育休プラス制度を利用する場合は1歳2か月まで、また、保育所等に入所できないなどの延長事由に該当する場合は1歳6か月または2歳まで支給対象となります。

▲注3 出生時育児休業給付金または育児休業給付金が出ない場合は、出生後休業支援給付金は支給されません。

2026 年 4 月版
<2026年 7 月試験から適用>

損害保険募集人一般試験 教育テキスト（傷害疾病保険単位）

2026 年 4 月発行

発行者 一般社団法人 日本損害保険協会 募集・教育企画部

東京都千代田区神田淡路町 2 - 9

2026.3

損保協会の許可なしに本テキストの内容の全部または一部を複写、複製または転載すること等を固く禁じます。
なお、これらの許諾については、損保協会までご照会ください。

ご不明な点がある場合は、損害保険代理店試験コンタクトセンターにお問合せください。

<損害保険代理店試験コンタクトセンター>
受付日：年末年始、祝日を除く月曜日～土曜日
（土曜日は当日の受験者からの問合せのみ対応）
受付時間：9時00分～18時00分
電話番号：03-6631-0460